

第 3 期愛知県障害福祉計画骨子案（資料 3）作成の基本的考え方

1 本日提示した第 3 期県障害福祉計画骨子案作成における全般的留意点

- ・厚労省の基本指針は現時点で、第 3 期計画用の改正がされていない
- ・厚労省は、2 月、6 月の説明会で、都道府県に対し、「第 3 期障害福祉計画の考え方」を示している
- ・骨子案は、現行の第 2 期県障害福祉計画をベースに、厚労省の説明会での「第 3 期の考え方」を踏まえて記載している

2 計画についての基本的考え方（骨子案の第 1～3 章）

- ・計画期間：平成 24 年度～ 26 年度

厚労省の説明「第3期の考え方」:

- ・現基本指針の基本的理念・基本的考え方、計画に定める事項等については、基本的な考え方は変更しない

骨子案作成の考え方:

- ・必要な時点修正等を中心に行った

3 地域生活移行についての数値目標の設定と取組施策（骨子案の第 4 章）

■ 1(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行（第 4 章の 1）

厚労省の説明「第3期の考え方」:

- ・「平成 17 年 10 月 1 日を基準時点、平成 26 年度末を終了時点として、3 割以上が地域移行、1 割以上入所者数を削減」を基本としつつ、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定すること

骨子案作成の考え方:

- ・厚労省の「第 3 期の考え方」に基づき、地域生活移行の目標値を 30 %とし、入所者数の削減率を 10 %として作成

※論点：

①第3期計画の本県の目標値は30%と設定して良いか

②30%と設定する場合は、地域生活移行を促進するためどのような施策を推進するべきか

→〔別添「補足」資料参照〕

これまでの本県の地域生活移行実績は、全国平均を大きく下回っている。厚労省が30%と設定した根拠となる平成17年10月～22年10月までの全国の地域移行率が16.6%であるのに対し、本県は9.7%であった

■1(2) 指定障害者支援施設の必要入所定員総数（第4章の1(4)）

厚労省の説明「第3期の考え方」:

・基本的考え方は現基本指針のとおり。左頁3の1(1)のとおり入所者数の削減率は10%で算定

骨子案作成の考え方:

・年度（末時点）別定数は、施設入所者の削減率を踏まえて、次回の会議で示したい

■2 入院中の精神障害者の地域生活への移行（第4章の2）

厚労省の説明:

・本年8月末を目途に目標値の考え方を提示予定

骨子案作成の考え方:

・現時点で、厚労省から「目標値の考え方」の提示がないため、これについての県の考え方や取組施策は、次回の会議で示したい

■3 福祉施設から一般就労への移行（第4章の3）

厚労省の説明「第3期の考え方」:

・平成17年度の移行実績の4倍以上を基本に、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定すること

骨子案作成の考え方:

・一般就労の促進は、障害者自立支援法における重要な柱である。これまで一般就労した人の実績は、平成19～21年度は160人台で推移したが、平成22年度は300人を超えたことから、厚労省の「第3期の考え方」を踏まえ、第2期計画と同様の目標値（平成26年度の年間一般就労移行者数：480人）とした

4 障害福祉サービスの見込量と確保策（骨子案の第5章）

厚労省の説明「第3期の考え方」:

・基本的考え方は、現基本指針のとおり。旧体系施設が全て新体系に移行できるようサービス量を見込むこと

・障害者自立支援法の改正により創設されるサービス（同行援護等）を見込むこと（厚労省「8月末を目途に「見込み方」を提示したい」）

骨子案作成の考え方:

・市町村においてもサービス量の見込がまだできない状況であるので、今後、国の基本指針の改正を踏まえて市町村ヒアリングを行い、次回の会議で示したい

■障害福祉圏域の現状とサービス見込量（第5章の5）

骨子案作成の考え方:

- ・西三河南部圏域を、2次医療圏に合わせて、東西に分割した
- ・市町村においてサービス見込量の積算ができないため、記載していない
- ・次回の会議においては、圏域別のサービス見込量を示したい

5 指定障害福祉サービス及び指定相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置（骨子案の第6章）

厚労省の説明「第3期の考え方」:

- ・ 基本的考え方は現基本指針のとおり

骨子案作成の考え方:

- ・ 大枠は第2期計画を踏襲するが、権利擁護については障害者虐待防止法が成立したことや、成年後見制度の活用等必要な加筆修正を行った

6 地域生活支援事業の実施に関する事項（骨子案の第7章）

骨子案作成の考え方:

- ・ 昨年12月の障害者自立支援法の改正により、地域生活支援事業についても、市町村の成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げや相談支援体制の充実など、いくつかの制度の変更があった
- ・ 現時点では基本指針の改定がされていないため、相談支援体制について時点修正を行った他は、次回の会議で示したい。

7 計画の推進（骨子案の第8章）

骨子案作成の考え方:

- ・ 計画の推進体制や推進方法も基本的な考え方に変更はない
- ・ 障害者基本法の改正により、県障害者施策推進協議会は、県の障害者施策の実施状況の監視という新たに付加された機能を踏まえた記載とした

補足：地域生活移行についての数値目標の設定について

各都道府県の人口当たりの障害福祉施設入所者数の割合は、右表のとおり 0.06 %（愛知、東京、神奈川）から 0.25 %と幅があり、施設に入所している入所者の障害程度区分の分布も、都道府県により大きく異なっている可能性がある

しかしながら、右表を見ると、地域生活移行率が高い都道府県が、必ずしも人口当たりの入所率が高いとは言えない状況にある（栃木、長野、香川等）

移行率の目標値は、受け皿となるグループホーム等の整備件数や、ホームヘルプなどの居宅介護事業のサービス量、相談支援件数を見込む上で重要な前提となる数値である

厚労省が全国の地域移行率の平均を基に一律に算定した地域生活移行率や入所定員削減率を、本県の目標値とすることは、地域の実情を踏まえた実現可能性のある現実的な障害福祉計画として適当か、また、個々の施設利用者の状態像から地域移行の可能性を判断できる市町村の障害福祉計画と整合性がとれるか、十分検討する必要がある

（参考：目標設定の考え方）

■実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度末累計
移行者数	91	84	113	80	39	407
	5年間平均					81

1 過去の実績に基づく見通し

	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度末累計
移行者数	81	81	81	81	731

2 厚労省が示す、26年度末の地域移行率を30%とした場合の移行者数の計画

H17.10.1現在の施設入所者数(4,385人)×0.3=1,316人

	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度末累計
移行者数	81	276	276	276	1,316

各都道府県の人口当たりの障害福祉施設入所者数の割合

都道府県名	H17.10.1 入所者数 (A)	H17.10.1 人口 (B)	人口当たり 入所率 A/B (C)	H17.10.1から H22.10.1まで の地域生活 移行者数 (D)	H17.10.1から H22.10.1まで の地域生活 移行率(D/A) (E)
北海道	12,055	5,627,737	0.21%	1,775	14.7%
青森県	2,867	1,436,657	0.20%	477	16.6%
岩手県	2,371	1,385,041	0.17%	421	17.8%
宮城県	2,225	2,360,218	0.09%	317	14.2%
秋田県	2,808	1,145,501	0.25%	355	12.6%
山形県	1,930	1,216,181	0.16%	329	17.0%
福島県	2,340	2,091,319	0.11%	363	15.5%
茨城県	3,745	2,975,167	0.13%	640	17.1%
栃木県	2,758	2,016,631	0.14%	695	25.2%
群馬県	2,638	2,024,135	0.13%	185	7.0%
埼玉県	5,220	7,054,243	0.07%	1,071	20.5%
千葉県	5,000	6,056,462	0.08%	841	16.8%
東京都	7,344	12,576,601	0.06%	815	11.1%
神奈川県	5,308	8,791,597	0.06%	852	16.1%
新潟県	2,733	2,431,459	0.11%	478	17.5%
富山県	1,620	1,111,729	0.15%	180	11.1%
石川県	1,807	1,174,026	0.15%	173	9.6%
福井県	1,998	821,592	0.24%	140	7.0%
山梨県	1,238	884,515	0.14%	154	12.4%
長野県	3,104	2,196,114	0.14%	936	30.2%
岐阜県	2,526	2,107,226	0.12%	297	11.8%
静岡県	3,964	3,792,377	0.10%	899	22.7%
愛知県	4,385	7,254,704	0.06%	425	9.7%
三重県	1,741	1,866,963	0.09%	412	23.7%
滋賀県	943	1,380,361	0.07%	221	23.4%
京都府	2,558	2,647,660	0.10%	381	14.9%
大阪府	5,945	8,817,166	0.07%	1,383	23.3%
兵庫県	5,367	5,590,601	0.10%	859	16.0%
奈良県	1,407	1,421,310	0.10%	148	10.5%
和歌山県	1,480	1,035,969	0.14%	245	16.6%
鳥取県	1,225	607,012	0.20%	204	16.7%
島根県	1,697	742,223	0.23%	359	21.2%
岡山県	2,738	1,957,264	0.14%	535	19.5%
広島県	3,222	2,876,642	0.11%	706	21.9%
山口県	2,594	1,492,606	0.17%	346	13.3%
徳島県	1,646	809,950	0.20%	255	15.5%
香川県	1,212	1,012,400	0.12%	320	26.4%
愛媛県	2,268	1,467,815	0.15%	335	14.8%
高知県	1,383	796,292	0.17%	260	18.8%
福岡県	7,371	5,049,908	0.15%	1,286	17.4%
佐賀県	1,731	866,369	0.20%	315	18.2%
長崎県	2,998	1,478,632	0.20%	426	14.2%
熊本県	3,411	1,842,233	0.19%	482	14.1%
大分県	2,224	1,209,571	0.18%	618	27.8%
宮崎県	1,952	1,153,042	0.17%	394	20.2%
鹿児島県	4,061	1,753,179	0.23%	575	14.2%
沖縄県	2,761	1,361,594	0.20%	394	14.3%
全国	145,919	127,767,994	0.11%	24,277	16.6%